

# 製品安全データシート

改訂年月日 2011 年 4 月 8 日

## 1. 製品名及び会社情報

製品名 **階段のすべりどめシール(ページュ)**  
 会社名 株式会社リンレイ  
 住所 〒104-0061 東京都中央区銀座 4 丁目 10 番 13 号  
 担当部門 秦野工場 生産技術課  
 電話番号 0463-81-5455  
 FAX 番号 0463-82-4700  
 推奨用途 歩行面に対してスリップ防止に使用

## 2. 危険有害性の要約

GHS 分類 :なし  
 GHS のラベル要素  
 シンボル :なし  
 注意喚起語 :なし  
 危険有害性情報 :なし

## 3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

成分名/化学名	含有量 wt%	CAS.No.	化審法 No.	安全衛生法 No. 通知対象物	PRTR 法 No. 第 1 種、第 2 種
酸化チタン(顔料)	1-5	13463-67-7	-	191	非該当
カオリンクレー	10-20	-	-	非該当	非該当
ゴム粒子	20-30	9003-18-3	-	非該当	非該当
粘着剤	10-20	-	-	非該当	非該当
樹脂硬化物	30-40	非公開			
抗菌剤	微量	1314-13-2	-	188	非該当
	微量	非公開			
防カビ剤	微量	26530-20-1	-	非該当	非該当
	微量	173271-10-8	-	非該当	非該当
	微量	1314-13-2	-	非該当	非該当
着色用顔料	1-5	非公開			
基材	-				

## 4. 応急措置

目に入った場合

- ・直ちに清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・直ちに医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合

- ・大量の水及び石けん又は皮膚用洗剤を用いて十分に洗い落とす。
- ・溶剤、シンナーは使用しないこと
- ・外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

吸入した場合

蒸気を大量に吸い込んだ場合

- ・直ちに医師の診断を受ける。
- ・空気の清浄な場所に移し、安静にする。
- ・呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。

蒸気を吸い込んで気分が悪くなった場合

- ・空気の清浄な場所で安静にする。
- ・必要であれば医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合

- ・被災者に意識がある場合、水をコップ1～2杯飲ませ、吐かせない。口の中を水でよく洗う。
- ・被災者に意識がない場合、口から何も与えてはならない。また、吐かせてもならない。
- ・安静にして、直ちに医師の診断を受ける。

## 5. 火災時の措置

- 消火方法 : 燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。  
消火剤 : 水、粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス消火剤等。

## 6. 漏出時の措置

特になし。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

< 技術的対策ならびに注意事項 >

- ・換気のよい場所で取り扱う。
- ・保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- ・周囲に人やペットがいないこと確認してから使用する。

< 安全取り扱い注意事項 >

- ・水禁忌物質との接触を避ける。

保管

< 保管条件 >

- ・日光の直射を避ける。
- ・通風のよいところに保管する。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。
- ・凍結に注意する。
- ・水禁忌物質との同一場所保管を避ける。

## 8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

屋内作業の場合、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられる設備とすること。

保護具

目の保護 : ゴーグル等を使用する。

皮膚および身体の保護 : 皮膚を露出しない着衣、化学薬品が浸透しない材質の手袋を着ける。

呼吸系の保護 : 有機ガス用防毒マスクを着用する。必要に応じて送風マスクを使用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状态	固体
臭気	特になし
比重	0.5～2.9
引火点	なし
発火点	なし
その他	特になし

## 10. 安定性及び反応性

安定性	一般環境下で安定
危険な反応	情報なし
避けるべき条件	40℃を超える環境
避けるべき材料	水禁忌物質との混合禁止
危険有害な分解生成物	情報なし

## 11. 有害性情報

GHS 分類について:データ不足のため分類できない。

## 12. 環境影響情報

移動性	あり
残留性/分解性	データなし
BOD	データなし
COD	データなし
生体蓄積性	データなし
魚毒性	データなし
その他	一般環境内には廃棄しない。

排水基準を定める総理府令別表第 1 に掲げる有害物質を含まない。

## 13. 廃棄上の注意

### 残余廃棄物

- ・廃液等の廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水などは、地面や排水溝へそのまま流さない事。
- ・排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても廃棄物の処理及び清掃に関する法律および
- ・関係する法規に従って処理を行うか、委託する事。
- ・地域の規則に従う。

### 汚染容器・包装

- ・容器等の廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・地域の規則に従う。

## 14. 輸送上の注意

陸上輸送	: 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法等に該当する場合、法令に従って輸送する事。
内陸水路輸送	: 船舶安全法の定めに従う。
海上輸送	: 船舶安全法の定めに従う。
航空輸送	: 航空法の定めに従う。
国際規制	国連分類: 該当しない 国連番号: 該当しない

## 15. 適用法令

消防法	該当しない
PRTR 法	該当しない
労働安全衛生法	粉じん障害防止規制
毒物及び劇物取締法	該当しない
船舶安全法	該当しない
航空法	該当しない

## 16. その他の情報 (引用文献等)

化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS) 改訂 3 版(国連出版物)

**(注意) このデータシートは製品に関する情報提供を目的としたものであり、記載のデータや評価に関しては必ずしも安全性を十分に保証するものではありません。**